

別紙－2 廃棄物の排出海域

排出海域は、鵜殿港から東に約 118km 離れた水深約 1,700m の北緯 33° 41' 30" 東経 137° 16' 30" を中心とした半径 1km の海域（以下「当該排出海域」という）とした（図－2.1 参照）。

排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定するⅣ海域に該当する。

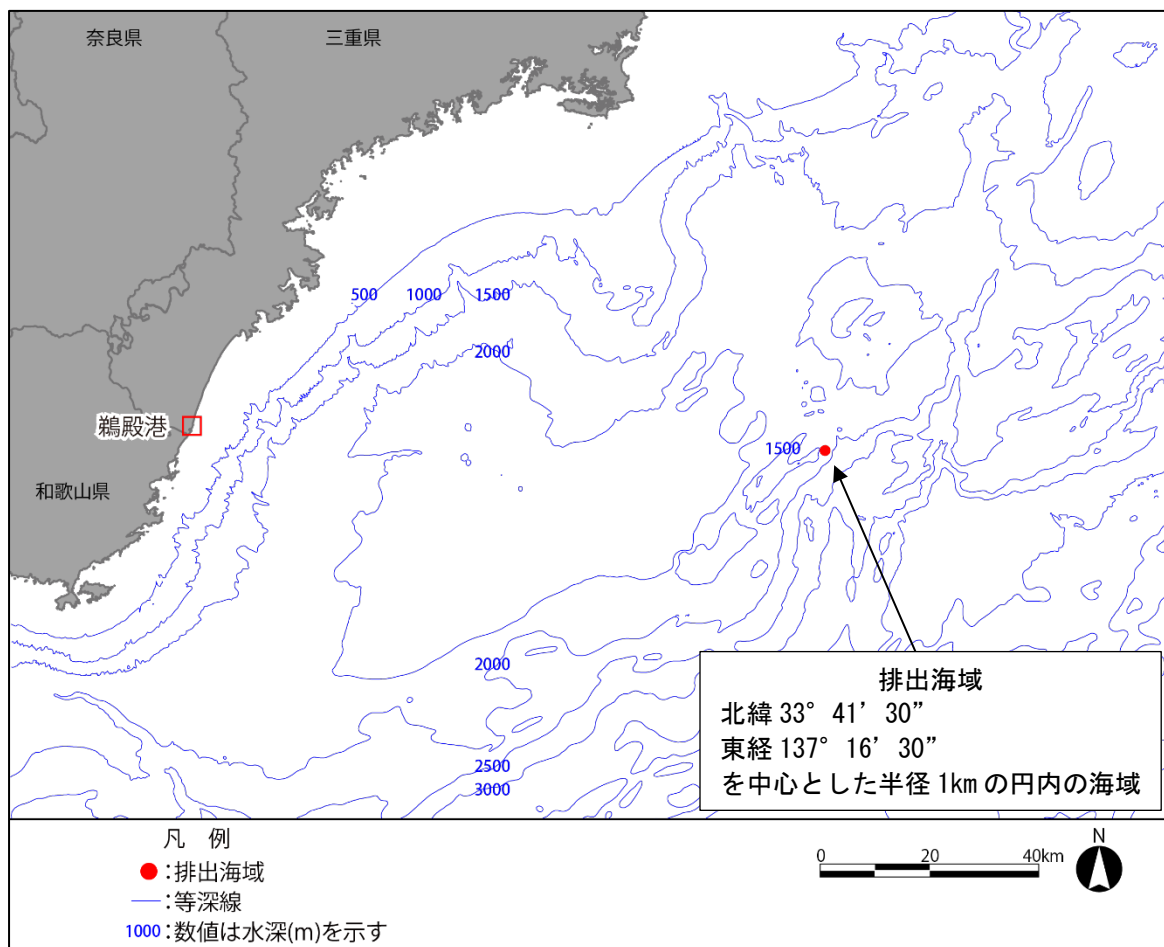
排出海域の設定に際しては、以下の点に留意した。

- ・ 藻場、干潟等の自然環境や海水浴、漁業者利用等への影響が大きい沿岸域を避ける。
- ・ 近傍で実施されている水底土砂海洋投入の許可事業における排出海域と重複しない。
- ・ 排出海域は水深が深く、アンカーによる固定が不可能であるため、排出船は風や吹送風、海流の影響を受けて移動する。このため、安全、確実に作業が行える範囲とした。

なお、「当該排出海域」は、前許可（15-006、15-007）において海洋投入処分の許可が発給された海域であり、今回の申請においても同海域を排出海域として設定した。

さらに、「当該排出海域」の周辺における、他の許可事業における排出海域の存在を確認するため、「当該排出海域」周辺における海洋投入処分の許可状況（令和 6 年 11 月時点）をとりまとめた（表－2.1、図－2.2、図－2.3）。熊野灘で同時期に海洋投入処分が行われる既許可発給として、表－2.1 に示すとおり津松阪港（許可番号 22-001）の 1 事業が該当するが、排出海域は「当該排出海域」から 30km 以上離れており、影響が重複するものではないため、複合的・累積的影響を考慮する必要はない。

また、当該海域では、同様の排出海域において、過去に海洋投入処分を実施している（許可発給番号 10-003、15-006、15-007）が、従前の許可は初期的評価に基づくものであることから、「手引」に従い、累積的影響は生じていないものとする。



出典)「海底地形デジタルデータ M7002」((財)日本水路協会、平成 27 年)、「海底地形デジタルデータ M7050」((財)日本水路協会、平成 30 年)より作成

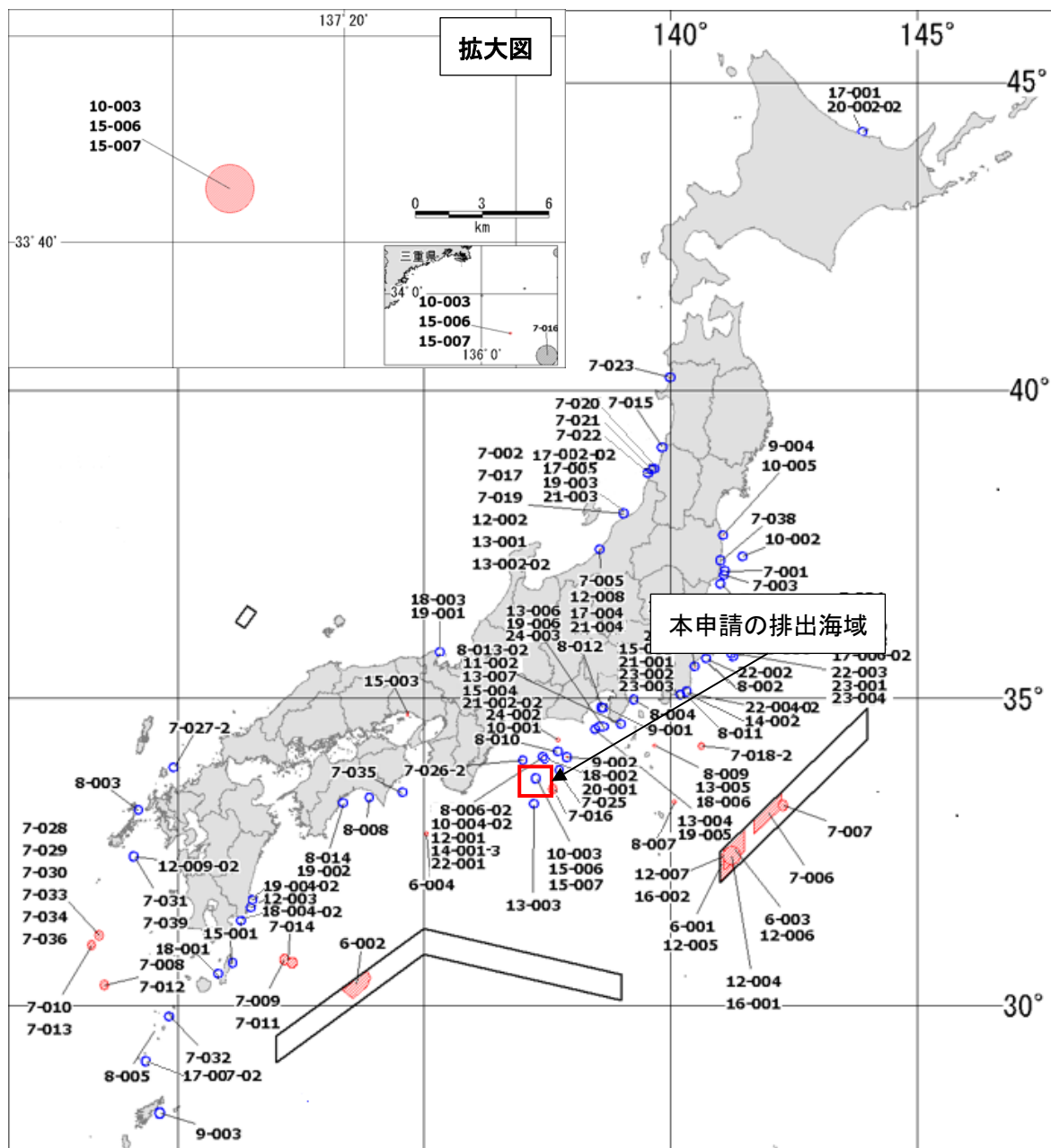
図ー2.1 本申請の排出海域

表－2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

許可番号	会社名及び名称	処分期間	投入処分量	排出海域
7-016	出光興産株式会社愛知製油所	2007 年 4 月 1 日から 2007 年 6 月 30 日まで	30,229m ³	北緯 33° 31'、東経 137° 37' を中心とする半径 9.5km の海域
7-025	JFE スチール株式会社知多製造所	2007 年 7 月 3 日から 2007 年 8 月 31 日まで	6,613m ³	北緯 33° 49' 00"、東経 137° 45' 00" を中心とした半径 1km の海域
7-026-02	コスモ石油株式会社四日市製油所	2007 年 10 月 5 日から 2008 年 7 月 31 日まで	110,070m ³	北緯 33° 59' 00"、東経 137° 00' 30" を中心とした半径 1km
8-010	日本金属工業株式会社衣浦製造所	2008 年 7 月 25 日から 2008 年 8 月 15 日まで	6,120m ³	北緯 34° 07' 30"、東経 137° 43' 00" を中心とした半径 1.0km の海域
8-006-02	三重県（津松坂・鳥羽・白子・千代崎）	2008 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日まで	341,000m ³	北緯 34° 02' 15"、東経 137° 24' 20" を中心とした半径 1km の海域
9-002	昭和シェル石油株式会社碧南 LPG 基地	2009 年 3 月 31 日から 2009 年 6 月 30 日まで	26,412m ³	北緯 34° 02' 00"、東経 137° 54' 00" を中心とした半径 2km の海域
10-003	三重県（鵜殿港）	2010 年 9 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日まで	68,700m ³	北緯 33° 41' 30" 東経 137° 16' 30" を中心とした半径 1.1km の海域
10-004-02	三重県松阪建設事務所（松ヶ崎漁港及び百々川水門）	2010 年 11 月 8 日から 2014 年 11 月 7 日まで	20,650m ³	北緯 34° 02' 15"、東経 137° 24' 20" を中心とした半径 1km の海域
12-001	三重県（津松坂港）	2012 年 1 月 15 日から 2015 年 1 月 14 日まで	19,560m ³	
13-003	三菱化学株式会社四日市事業所	2013 年 11 月 2 日から 2013 年 12 月 31 日まで	8,446m ³	北緯 33° 16' 00"、東経 137° 14' 00" を中心とした半径 1km の海域
14-001-3	三重県伊勢建設事務所（宇治山田港）	2014 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで	130,000m ³	北緯 34° 02' 15"、東経 137° 24' 20" を中心とした半径 1km の海域
15-006	三重県（鵜殿港）	2015 年 11 月 20 日から 2018 年 6 月 30 日まで	85,500m ³	北緯 33° 41' 30"、東経 137° 16' 30" を中心とした半径 1.1km の海域
15-007	三重県（鵜殿港）	2016 年 1 月 4 日から 2018 年 1 月 3 日まで	13,000m ³	
18-002	三重県（大淀漁港）	2018 年 4 月 1 日から 2019 年 8 月 31 日まで	23,900m ³	北緯 34° 00' 54.0"、東経 137° 24' 37.8" を中心とした半径 1km の海域
20-001	三重県（宇治山田港）	2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで	333,000m ³	北緯 34° 00' 54.0"、東経 137° 24' 37.8" を中心とした半径 1km の海域
22-001	三重県（津松坂港）	2022 年 4 月 27 日から 2027 年 3 月 31 日まで	80,000m ³	北緯 34° 02' 15.0"、東経 137° 24' 20.0" を中心とした半径 1km の海域

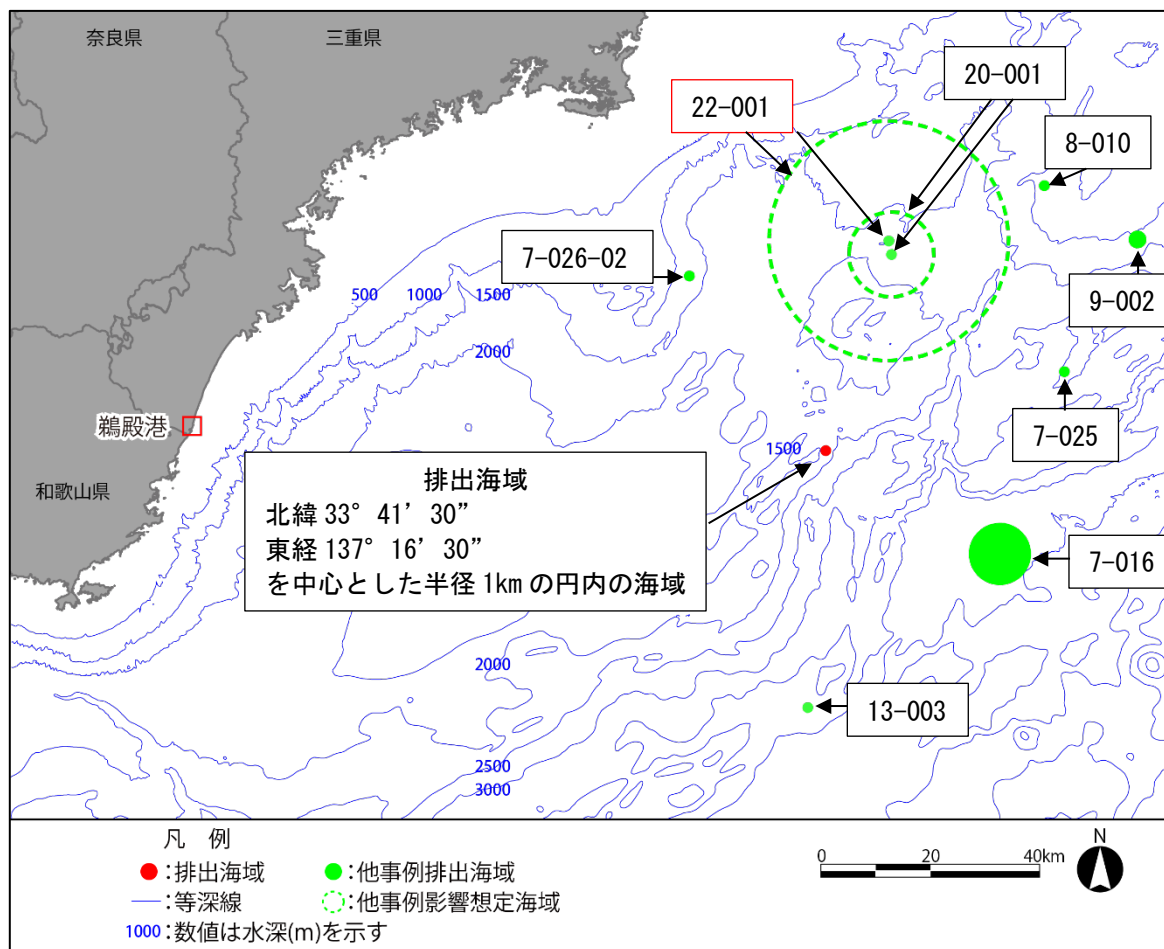
備考）水色着色セルの事業は当事業と同じ排出海域、赤枠の事業は当事業と処分期間が重複する。

出典）「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」（環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和 6 年 11 月閲覧）より作成



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和6年11月閲覧)より作成

図-2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



備考) 数字は許可番号を示し、表-2.1 に対応している。

出典) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省 HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和 6 年 11 月閲覧)、「宇治山田港廃棄物海洋投入処分変更許可申請書」(三重県、令和 2 年)、「津松阪港廃棄物海洋投入処分変更許可申請書」(三重県、令和 4 年)、「海底地形デジタルデータ M7002」((財)日本水路協会、平成 27 年)、「海底地形デジタルデータ M7050」((財)日本水路協会、平成 30 年)より作成

図-2.3 本申請排出海域と近傍の他事業排出海域の関係